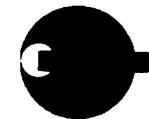


奈良県公報



奈良県告示第一百三十六号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第

二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。
平成十五年八月二十九日

奈良県知事 柿本善也

目次

ページ

<告 示>

<選挙管理委員会告示>

- 奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定

- 政治資金規正法に基づき届出のあつた政治団体の名称等

- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動

- 政治資金規正法に基づき解散の届出のあつた政治団体の名称等

- 政治資金規正法に基づき指定の届出のあつた資金管理団体の名称等

- 政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあつた政治団体の名称等

- 個人演説会を開催できる公演施設の名称の変更

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告

- 開発行為に関する工事の完了する公告

- 右 同

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告

- 開発行為に関する工事の完了する公告

- 右 同

- 右 同

- 右 同

- 右 同

告 示

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	恋愛白書バステル9 月号増刊 恋愛白書 パレード	平成十五年九月二十日	宙出版	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二	書籍	恋愛宣言ピンキッシ ユ9月増刊 恋愛学園VOL. 2	平成十五年九月一日	平和出版株式会社	
三	書籍				

奈良県告示第一百三十七号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。
平成十五年八月二十九日

湯浅クリーツク	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
生駒郡三郷町信貴ヶ丘一一一四	奈良県知事 柿本善也		平成十五年八月七日

奈良県告示第一百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年八月二十日次の表の上欄の者から協議のあつた土地改良事業の施行を同意した。

平成十五年八月二十九日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業名	地区名
斑鳩町長 小城利重	水と農地活用促進事業（農道整備） （水と農地活用促進事業（用排水路整備））	高安地区
斑鳩町長 小城利重	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	高安地区

奈良県告示第一百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成十五年八月二十九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 施行者の名称
新庄町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業三・四・七七〇号新庄駅前通り線
- 三 事業施行期間
平成十五年八月二十九日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

(一) 収用の部分
北葛城郡新庄町大字北花内地内(二) 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次とおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び收支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十五年八月二十九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年八月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人動物を守る奈良県民の会
- 三 代表者の氏名
渡瀬良子

四 主たる事務所の所在地
生駒郡平群町初香台三丁目四番一六号

五 定款に記載された目的

この法人は動物愛護の精神にのつとり、人による動物への非合理な殺害、虐待、遺棄をなくすための各種事業や、動物と人間が共生できるよう奈良県民に対して、啓蒙、啓発活動を行うことにより、動物も人間と共に安心して生きることができる町づくり及び環境の保全に努めるとともに、子どもたちに生命の大切さ・動物愛護の精神を培い、もつて安全で快適な地域社会の増進のために寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次とおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十五年八月二十九日から平成十六年一月五日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十五年八月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イトーヨーカドー奈良店

所在地 奈良市二条大路南一丁目三番一号他

二 変更のあつた事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）奈良そごう

（変更後）イトーヨーカドー奈良店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	代 表 者	住 所
（変更前）株式会社奈良そごう破産管財人	弁護士 松嶋英機	東京都港区虎ノ門五一
（変更後）中央三井信託銀行株式会社	代表取締役 田辺和夫	東京都港区芝三丁目三〇番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	代 表 者	住 所
（変更前）株式会社イトーヨーカ堂	代表取締役 鈴木敏文	東京都港区芝公園四丁目一番四号

一大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ショッピングデパート川西	（変更後） 株式会社イトー イトキン株式会社 社他三〇者 ヨーカ堂	その他の小売業者 (未定)
平成十五年八月二十九日	（変更後） 株式会社イトー 代表取締役 井坂榮 ヨーカ堂	東京都港区芝公園四丁目 一番四号
三 届出年月日 平成十五年八月二十九日	四 縦覧場所 奈良県商工労働部中小企業課	五 縦覧期間 平成十五年八月二十九日から平成十六年一月五日まで
六 縦覧時間 午前九時から午後五時まで	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。	なあ、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十五年八月二十九日から平成十六年一月五日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。
奈良県知事 柿本善也	奈良県知事 柿本善也	奈良県知事 柿本善也

所在地 磐城郡川西町結崎字市塚五九八他
二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル	(変更前) 午前十時 (変更後) 午前九時	(変更前) 午後八時 (変更後) 午後十一時
専門店十二者	(変更前) 午前十時 (変更後) 午前九時	(変更前) 午後八時 (変更後) 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

三 届出年月日

平成十五年八月八日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十五年八月二十九日から平成十六年一月五日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 浅川ビル

奈良県知事 柿本善也

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次とのおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十五年八月二十九日

所在地 奈良市油阪町二番三号

二 奈良市から聴取した意見の概要

「奈良県青少年の健全育成に関する条例」を遵守すること。

- 1 青少年の健全育成活動を行っている「三笠及び春日、若草中学校区」の少年指導協議会に対し、誠意をもって説明と協議を行い、その理解を得ること。
- 2 店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や、非行の温床とならないよう、貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。

- 3 少年指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に、積極的に協力すること。
- 4 騒音等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し、万全を期すこと。また、騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって最大限対応すること。
- 5 事業活動に伴い排出される産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- 6 事業活動に伴い排出する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- 7 大規模小売店舗立地法に見合つ駐車場を確保すること。
- 8 駐輪対策を講じること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十五年八月二十九日から同年九月二十九日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十五年八月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十四年十二月二十七日第七〇一八〇号

平成十五年七月一日第七〇二八〇二

平成十五年八月一日第702号

二 檢査済証番号

開発行為に關する工事の検査許證 平成十五年八月一日 第五八九〇号

公共施設に関する工事の検査許可証 平成十五年八月二十一日第三七八〇号

開発・感想

幾成郡川西町大字結奇二

一の一部、三八三番地ノ一の一部、四四一一番地ノ三の一部及び四五一番地ノ一

四 電子計算機による統計的分析

卷之三

原田雙設流傳サーバース株式会社

ヤマハ癡根

日英の種類、立場及び一部

道略
機械部二四七一四

ムラカミ・ヒロシ著『アーティストの死』

卷之三

بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ

公園
磯城郡川西町大字結崎三九一番地、
三九三番地ノ一の

二の各部

（留尼汪）は、世界で最も熱帯的な島嶼で、南半球の熱帯雨林地帯を有する。島の北側は、熱帯雨林地帯で、島の南側は、熱帯草原地帯である。

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十五年八月一日

祭黑昭事
柿本善也

平成廿九年八月号第一回

二 檢査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証	平成十五年八月十八日郡土第三六六号
公共施設に関する工事の検査済証	平成十五年八月十八日郡土第一一二二号
開発区域に含まれる地域	生駒郡斑鳩町龍田南三丁目三八二番地ノ一
開発許可を受けた者の住所及び氏名	大阪市阿倍野区阪南町三丁目八番二六号
株式会社南紀住宅 代表取締役 堀川秋雄	公共施設の種類、位置及び区域
道路 生駒郡斑鳩町龍田南三丁目三八二番地ノ一の一部	下水道 生駒郡斑鳩町龍田南三丁目三八二番地ノ一の一部
水路 生駒郡斑鳩町龍田南三丁目三八二番地ノ一の一部	都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発する工事が完了したことを次のとおり公告します。
平成十五年八月二十九日	なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できる。
許可番号	奈良県知事 柿 本 義
平成十四年十一月一十七日高士第一四一二七号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年八月五日高士第五八八号
検査済証番号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年八月五日高士第一四一二七号
開発区域に含まれる地域	香芝市上中一一七一番地ノ一二及び一一七一番地ノ一三
なあ、これらの土地の仮換地は、次のとおりです。	なあ、これらは、次のとおりです。
大阪府南河内郡太子町聖和台四丁目一番地ノ四	大和都市計画事業旭ヶ丘特定土地区画整理事業九三街区三一一画地及び二
開発地	開発許可を受けた者の住所及び氏名
ヨイフランニンブ株式会社	開発許可を受けた者の住所及び氏名

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第五十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出があつた政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十五年八月二十九日

奈良県選挙管理委員会
委員長 田中義雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
としはる会	大谷敏治	大谷勝司	山辺郡山添村大字 中峰山一一三九一	平成十五年七月 二日
大谷敏治後援会	大谷隆男	大谷勝司	山辺郡山添村大字 中峰山一一三九一	平成十五年七月 二日
ふるさと山添村を考える会	大谷敏治	大谷勝司	山辺郡山添村大字 中峰山一一三九一	平成十五年七月 二日
志野圭司後援会	岩本伊太郎	今北義伯	山辺郡山添村大字 中峰山一一三九一	平成十五年七月 二日
志野浩章	権原市中曾司町三 一六一二	中峰山一一三九一	一	一
全日本不動産政治連盟奈良県本部	名称	上牧町行政と議会を見守る会	政治団体の名称	（その他の政治団体）
全日本不動産政治連盟奈良県本部	名称	上牧町行政と議会を見守る会	異動事項	（政黨の支部）
全日本不動産政治連盟奈良県支	名称	支える会	異動後	政治団体の名称
全日本不動産政治連盟奈良県支	名称	八和田みづえを	異動前	異動事項
全日本不動産政治連盟奈良県支	名称	月一日	届出年月日	異動後
全日本不動産政治連盟奈良県支	名称	平成十五年七月一日	平成十五年七月一日	異動前

奈良県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十五年八月二十九日

奈良県選挙管理委員会
委員長 田中義雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
民主党奈良県総支部連合会	西川史郎	藤元泰男	平成十五年七月 十六日	平成十五年七月 十六日	平成十五年七月 三十一日	月三十一日
吉川政重	中村哲治	前田武志	平成十五年七月 三十日	平成十五年七月 三十日	平成十五年七月 三十一日	月三十日
田尻匠						

奈良県選挙管理委員会告示第五十一号

下市町柿本よしや 後援会	山添村柿本よしや 後援会	大和高田市柿本よ しや後援会	杉井康夫を育てる 会	奈良県家庭薬配置 商業協同組合薬事 振興会	万葉会	会計責任者	会計責任者	代表者	部
会計責任者 水本富幸	代表者 北出清	代表者 吉田誠克	代表者 上田真清	会計責任者 油谷平俊	代表者 井村恵一	会計責任者 吉田之久	会計責任者 川田登	向高憲昭	月一日
堀田英逸	馬場日出夫	松田利治	佐本欣洋	山中一晃	月四日	平成十五年七 月七日	平成十五年七 月四日	中原政介	平成十五年七 月一日
月三十一日	平成十五年七 月二十八日	平成十五年七 月二十八日	平成十五年七 月十六日	平成十五年七 月七日	平成十五年七 月四日	平成十五年七 月一日	平成十五年七 月一日	平成十五年八月二十九日	平成十五年八月二十九日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定による政治 団体の解散の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。	
奈良県選挙管理委員会 委員長 田 中 義 雄	
氏名	政治団体の名称
大谷敏治 議員	志野圭司後援会
山添村議会	奥田正治
としはる会	岩本伊太郎
山辺郡山添村大 字中峰山一一三 九一	平成十五年七月二十日
大谷敏治	平成十五年六月三十日
月一日	平成十五年七月二十日
平成十五年七 月一日	平成十五年七月二十日

奈良県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の一第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十五年八月二十九日

奈良県選挙管理委員会
委員長 田中義雄

公職の候補者		資金管理団体			
届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
奥田正治 議員	奈良市議会	おくだ正治を 励ます会	奈良市山町六四	奥田正治	平成十五年七月三日

奈良県選挙管理委員会告示第五十五号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号の施設について、
次のとおり名称の変更があつた旨、天理市選挙管理委員会から報告があつた。
平成十五年八月二十九日

奈良県選挙管理委員会
委員長 田中義雄

新名称	旧名称
天理市障害者ふれあいセンター	天理サン・アビリティーズ

平成十五年八月一日付け奈良県公報第十四百八十八号正誤表

正 誤

五	上	段
		表中 行

富雄元町四丁目一八三三の四から一八三三の八まで、一八三三の一、一八三三の一二、一八三七の一、一八三七の四、一八三七の五、一八三八の四から一八三八の六まで、一八五一の七、一八五一の八、一八五五の一の一部、一八五五の三、一八五五の二から一八五五の三まで及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の一部

富雄元町四丁目一八三三の四から一八三三の八まで、一八三三の一、一八三三の一二から一八三三の三一まで、一八三七の一、一八三七の四、一八三八の四から一八三八の六まで、一八五一の七、一八五一の八、一八五五の二の一部、一八五五の三、一八五五の四、一四八五の一、一四八五の二及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の一部

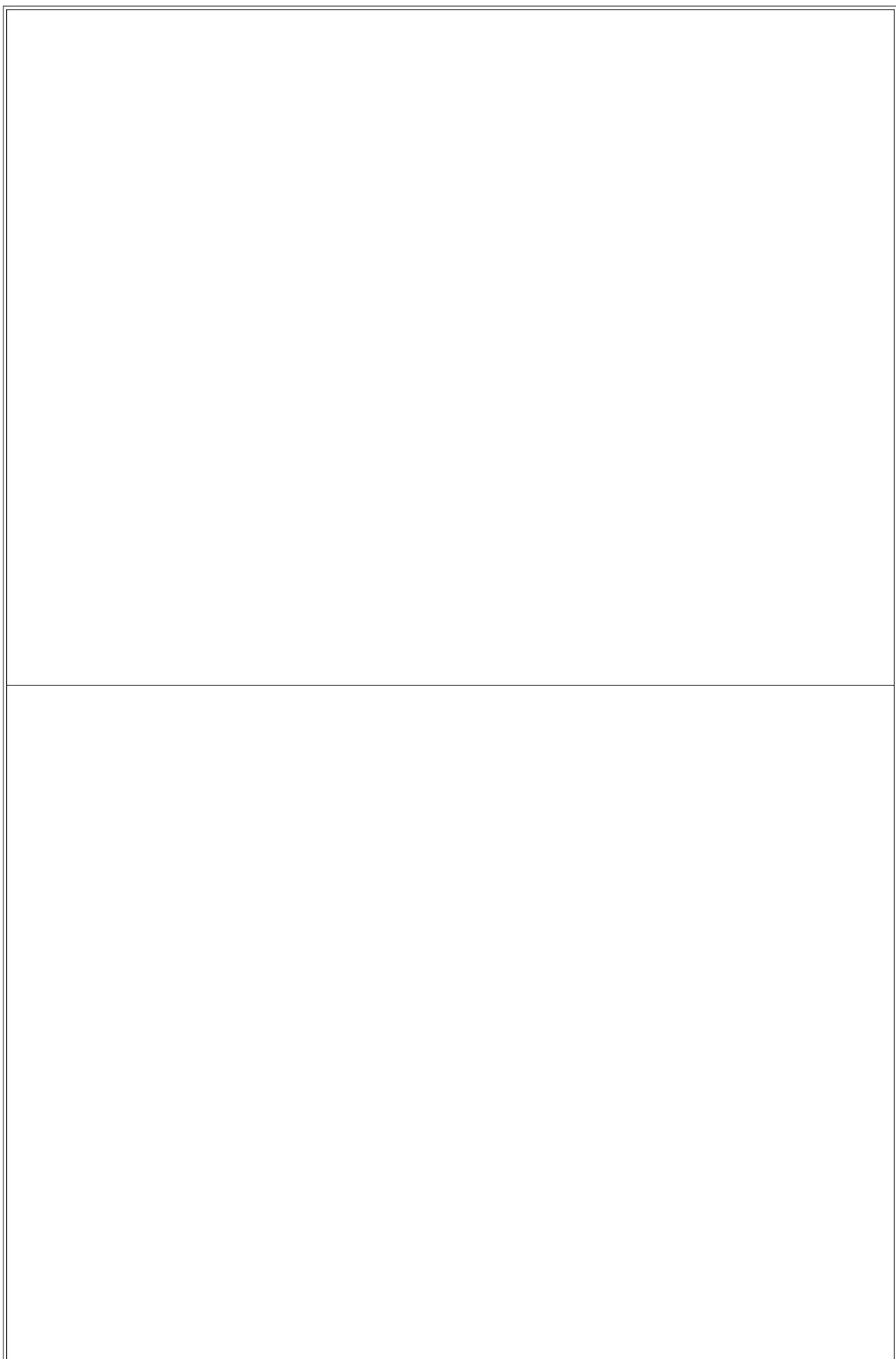
誤り。

は の

9 平成15年8月29日 金曜日

奈 良 県 公 報

第1496号



【定価】一ヶ月 千五百円
一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町二〇
電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 ○七四二一三五一七三三(代)

本誌は再生紙を使用しています。